

年金 Q&A（年金と税金）

Q. 申告書を提出した場合の源泉徴収税額は、どのように計算するのですか。

A お答えします

日本年金機構よりお支払いしている厚生年金等にかかる所得税および復興特別所得税につきましては、申告書を提出された場合、以下の計算式により源泉徴収されます。

1. 申告書を提出された場合（2. に該当する場合を除く）

合計税率（5. 105%） = 所得税率（5%）×102. 1%※1

源泉徴収税額 =（年金支給額 - 社会保険料※2 - 各種控除額）×合計税率（5. 105%）

2. 退職共済年金の受給者（旧三公社（JR・JT・NTT）・農林の退職共済年金を受給されている方）のうち、老齢基礎年金が支給されている65歳以上の方が、申告書を提出された場合

合計税率（5. 105%） = 所得税率（5%）×102. 1%※1

源泉徴収税額 = {退職共済年金の年金支給額 - 社会保険料※2 -（各種控除額 - 政令で定める一定の額）} ×合計税率（5. 105%）

（注）「政令で定める一定の額」とは、47, 500円×その年金支給額の計算の基礎となった月数により算出された金額です。

※1 上記の計算式は、復興特別所得税が課税される平成25年2月分の年金から適用されます。復興特別所得税、合計税率についてはこちらをご参照願います。

※2 計算式内の「社会保険料」とは年金から特別徴収された介護保険料および国民健康保険料（または後期高齢者医療保険料）の合計額です。

Q. 年金振込通知書の中の「所得税および復興特別所得税額」欄に税額が記載されていますが、所得税額と復興特別所得税額を分けて記載していないのはなぜですか。

A お答えします

源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税額の2.1%相当額とされ、その源泉徴収は所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされています。

したがって、今回送付した年金振込通知書には、所得税が源泉徴収の対象となる支払金額等に対して源泉徴収税率（合計税率）を乗じて計算した金額を、「所得税額および復興特別所得税額」としてその合計額を記載しています。

Q. 所得税額と復興特別所得税額の計算方法は具体的にどのように行うのですか。

A お答えします

源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税額の2.1%相当額とされています。

具体的には復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して源泉徴収税率（合計税率）を乗じて計算した金額が「所得税額および復興特別所得税額」として源泉徴収されます。

なお、源泉徴収税率（合計税率）は次の計算で求めることとなります。

合計税率 = 所得税率（%）× 102.1%

（参考）所得税率に応じた合計税率

扶養親族等申告書提出有り…合計税率（5.105%）=所得税率（5%）×102.1%

扶養親族等申告書提出無し…合計税率（10.21%）=所得税率（10%）×102.1%

Q. 平成25年2月の年金支払時に、さかのぼって支払われた年金が含まれています。この場合の復興特別所得税額はどのようになりますか。

A お答えします

平成25年2月定期支払の中で、平成25年2月定期に支払われるべき年金（平成24年12月分・平成25年1月分）から復興特別所得税の課税対象となります。

したがって、平成24年12月支払期以前に支払われるべき年金については、復興特別所得税の課税対象とはなりません。

Q. 復興特別所得税額は、いつから課税されますか。

A お答えします

平成25年2月定期に支払われる年金（平成24年12月分・平成25年1月分）から復興特別所得税の課税対象となります。

Q. 扶養親族等申告書をなくしたとき。

A お答えします

扶養親族等申告書をなくした場合は、下記関連リンクよりダウンロードしてください。

また、「ねんきんダイヤル」にお電話いただければ、申告書を送付します。

なお、お急ぎの場合は年金事務所または街角の年金相談センターにも申告書をご用意しています。

扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届です。

申告書が出ていないときは、申告書を出した場合に比べて、年金から所得税が多く差し引かれることとなります。

Q. 扶養親族等申告書が届かないとき。

A お答えします

扶養親族等申告書は、所得税の課税対象となる方へ、毎年10月下旬に送付しています。

所得税の課税対象者は、65歳未満で老齢年金の年金額が108万円以上の方、65歳以上で老齢年金の年金額が158万円以上の方です。

これらの方で万一、扶養親族等申告書が届かないときには、下記関連リンクよりダウンロードしてすみやかに日本年金機構にお出してください。また、年金事務所または街角の年金相談センターに用紙が備えつけてありますので、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターにご連絡ください。

Q. 扶養親族等申告書を提出後、申告内容に変更があったとき。

A お答えします

扶養親族が増えたり、扶養親族の状況が変わったりして、前に出した申告書の内容に変更がある場合でも、変更の届を出す必要はありません。

変更に伴う所得税の過不足分は、翌年に税務署に確定申告していただくこととなります。

Q. 扶養親族等申告書が送られてきたが、扶養親族がないとき。

A お答えします

配偶者や扶養親族がない方でも、扶養親族等申告書を出せば、公的年金等控除や基礎控除を受けることができます。提出期限までに日本年金機構にお出してください。

申告書が出ていないときは、申告書を出した場合に比べて、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率が異なっていることにより、年金から所得税が多く差し引かれることとなります。

Q. 扶養親族等申告書の書き方。

A お答えします

扶養親族等申告書は、次の1年間、支払う年金から所得税を差し引くとき、所得控除するものがあるかどうかを知らせていただくものです。

扶養親族等申告書は、本人、家族の状況が去年と変わらなければ、変更なしの欄に印をつけてください。

本人、家族の状況が去年と変わった場合には、変更ありの欄に印をつけ、今年状況を記入してください。

詳しくは、申告書に同封された「扶養親族等申告書の手引」をお読みください。

扶養親族等申告書は、提出期限までに日本年金機構にお出してください。

Q. 年金から差し引かれている税金の計算方法。

A お答えします

年金から差し引かれる税金は、所得税法の規定により、支払う年金額から各種控除を行い、残りの額に5%の税率を掛けた額が所得税となります。

年金から各種の控除を受けるためには、年金を受けている方にお送りしている扶養親族等

申告書に必要事項を記入して、提出期限までに出していただくことになっております。扶養親族等申告書を出していただくと、最低でも 65 歳未満の方の場合は月額 9 万円、65 歳以上の方の場合は月額 13.5 万円の所得控除を受けることができます。なお、年金以外に給与等の所得があることなどから、扶養親族等申告書を提出されていないときは、年金の支給額から 25%に相当する公的年金等控除額を差し引いた額の 10%が所得税となりますので、確定申告により精算してください。

Q. 老齢の年金から税金が差し引かれていないとき。

A お答えします

老齢の年金を受けている方は、年金に所得税がかかりますが、その支払われる年金が、一定の額より少ないときはかかりません。所得税のかからない方は、65 歳未満でその支払額が 108 万円に満たない方、65 歳以上でその年の支払額が 158 万円に満たない方です。これらの額を超える場合でも、扶養親族等申告書を出したときは、独身者で 65 歳未満のときは月額 9 万円、65 歳以上のときは月額 13.5 万円までの方については、所得税が差し引かれません。

Q. 年金から税金が差し引かれているとき。

A お答えします

老齢の年金は、所得税法の雑所得として扱われ、所得税がかかることになっています。65 歳未満の方でその年の支払額が 108 万円以上の方や、65 歳以上の方で 158 万円以上の方の場合は、原則として所得税がかかります。年金に課税される所得税は、源泉徴収することとなっていますので、日本年金機構では年金を支払う都度所得税を差し引いています。

Q. 源泉徴収票を確定申告で使った後、再び必要になったとき。

A お答えします

源泉徴収票が必要な方には再発行しますので「ねんきんダイヤル」にお電話ください。なお、お急ぎの方は、お近くの年金事務所で再発行いたしますのでお申し出ください。

Q. 源泉徴収票はどのようなときに使うのですか。

A お答えします

源泉徴収票は、老齢の年金を受けている方に、昨年中に支払った年金の総額や、年金から差し引いた所得税額などをお知らせするものです。税金の確定申告や還付請求をするときには、この源泉徴収票を税務署に出すこととなります。

Q. 源泉徴収票をなくしたとき。

A お答えします

源泉徴収票をなくしたときは再発行しますので「ねんきんダイヤル」にお電話ください。
なお、お急ぎの方は、お近くの年金事務所で再発行いたしますのでお申し出ください。

Q. 2月になっても源泉徴収票が届かないとき。

A お答えします

老齢の年金を受けている方には、毎年1月中に日本年金機構から源泉徴収票をお送りしています。2月になっても届かないときは、再発行しますので「ねんきんダイヤル」にお電話ください。

なお、お急ぎの方は、お近くの年金事務所で再発行いたしますのでお申し出ください。
また、障害年金、遺族年金については課税の対象となっていないため、源泉徴収票の発行は行っていません。

Q. 復興特別所得税額とは何ですか。

A お答えします

第179回臨時国会において、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が成立し、「復興特別所得税」が創設されました。

<復興特別所得税の概要>

復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、併せて源泉徴収されます。

※ 国外居住者に支払う年金も復興特別所得税の課税対象となります。

源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税の2.1%相当額とされています。

復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。

Q. 厚生年金保険の年金を受けながら会社に勤めていた方が会社を辞め、失業給付を受けるとき。

A お答えします

65歳未満の方で、厚生年金保険の老齢の年金を受けながら会社に勤めていた方が会社を退職した後、公共職業安定所へ雇用保険の失業給付を受けるために求職申込みをしたときは、その翌月から失業給付を受け終わるまでの間、老齢の年金の支払いが止まります。

この場合、「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」の届出が必要でしたが、平成25年10月1日以降に次の1または2のいずれかに該当したときは、届出が原則不要※となりました。

1. 年金を受け取る権利が発生したとき
2. ハローワークに求職の申込みをしたとき

※日本年金機構へ雇用保険被保険者番号を届出されていない場合は、届出が必要です。

上記1と2のいずれにも該当しない場合は、「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」に、ハローワークから交付される「雇用保険被保険者証」（コピー可）を添えて、窓口へのご持参・郵送等により、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターに提出してください。

調整の仕組みの概要は次のとおりです。

1 求職申込から受給期間満了まで

求職申込をされた後は、基本手当の所定給付日数または受給期間を満了されるまで、年金が支給停止されます。なお、求職申込日の待機期間や給付制限期間も「基本手当の支給を受けた日」とみなされ、年金が支給停止されます。

2 基本手当の受給の打ち切り等

求職申込後、基本手当の受給を打ち切った場合であっても、基本手当の受給期間満了までの間、事後精算は行われません。受給期間満了後に、年金の支給再開と事後精算が行われます。また、受給期間満了までの間に1日も基本手当の支給がなかった月があれば、労働市場センターからの給付情報の提供がないことを確認のうえ、3か月後に1か月分ずつ年金をお支払いします。

3 受給期間満了時の事後精算

労働市場センターの情報提供を待ち、年金の支給を再開しますが、再開するまでには約3ヶ月の時間がかかっております。なお、受給期間中に実際に基本手当を受けた日数から、年金支給を停止すべき月数を換算し、実際に支給停止された月数との差がある場合は、一部支給停止を解除するという事後精算を行います。

詳しくはダウンロードのリンク [新規ウインドウで開きます](#)。パンフレット（PDF 1,326KB）をご覧ください。

Q. 厚生年金保険の年金を受けながら会社に勤めていた方が会社を辞めたとき。

A お答えします

厚生年金保険の老齢の年金を受けながら会社に勤めていた方が会社を退職すると、年金の全部を受けることができますようになります。

ただし1か月以内に再就職され、再び厚生年金保険に加入されたときは、給与と賞与によって決められる総報酬月額相当額と1か月当たりの年金額の合計収入に応じて、年金額の一部または全部の支払いが止まります。

会社に「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」を提出して、会社から年金事務所に手続きをしてもらってください。

また、厚生年金保険の老齢の年金の受給権が発生している65歳未満の方で、会社を退職

した後、公共職業安定所へ雇用保険の失業給付を受ける手続きをしたときは、その翌月から失業給付を受け終わるまでの間、老齢の年金の支払いが止まります。

この場合、「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」の届出が必要でしたが、平成 25 年 10 月 1 日以降に次の 1 または 2 のいずれかに該当したときは、届出が原則不要※となりました。

1. 年金を受け取る権利が発生したとき

2. ハローワークに求職の申込みをしたとき

※日本年金機構へ雇用保険被保険者番号を届出されていない場合は、届出が必要です。

上記 1 と 2 のいずれにも該当しない場合は、「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」に、ハローワークから交付される「雇用保険被保険者証」（コピー可）を添えて、窓口へのご持参・郵送等により、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターに提出してください。

Q. 特別支給の老齢厚生年金を受けている方が 65 歳になったとき。

A お答えします

新たに手続きが必要となります。

65 歳になる誕生月の初め頃に、日本年金機構から「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」をお送りします。

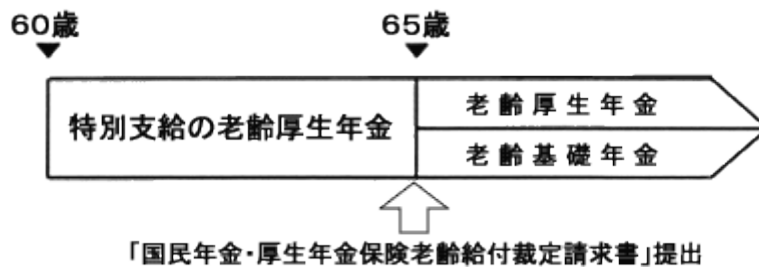
年金請求書に必要な事項を記入のうえ、誕生月の末日までに日本年金機構へ提出してください。誕生月の末日までに提出されない場合は、年金の支払いが一時止まることとなります。

ただし、66 歳以降に老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方の繰り下げを希望される場合は、「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」を提出していただく必要はありません。老齢基礎年金のみ、老齢厚生年金のみのどちらか一方の繰り下げを希望される場合は、「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」の「老齢基礎年金のみ繰り下げ希望」・「老齢厚生年金のみ繰り下げ希望」欄に○を記載し、日本年金機構に提出してください。なお、繰り下げを希望された方（※）は、実際に支給を希望する時期に年金事務所または街角の年金相談センターで繰り下げ請求の手続きを行ってください。

なお、一日生まれの方には、年金請求書を誕生月の前月の初め頃にお送りします。

提出期日も前月末日となります。

※共済組合等の加入期間があり、日本年金機構と共済組合等の複数の老齢厚生年金を受けとることができる場合は、すべての老齢厚生年金を同時に繰下げする必要があります。（共済組合等が支給する老齢厚生年金を 65 歳から受け取っていた場合、日本年金機構で支給する老齢厚生年金について 65 歳から受け取る必要があります。）



Q. 「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」を提出したことによる年金額の変更。

A お答えします

今まで受けていた特別支給の老齢厚生年金の年金額の計算の基礎となっていない国民年金などの加入期間がある場合は、その加入期間を追加して年金額の計算をしますので、増額されます。

追加する加入期間がない場合は、いままで受けていた年金額と同じ額です。誕生月の末日までに提出されない場合は、年金の支払いが一時止められることとなりますので、ご注意ください。

ただし、66歳以降に老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方の繰り下げを希望される場合は、「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」を提出していただく必要はありません。老齢基礎年金のみ、老齢厚生年金のみのどちらか一方の繰り下げを希望される場合は、「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」の「老齢基礎年金のみ繰り下げ希望」・「老齢厚生年金のみ繰り下げ希望」欄に○を記載し、日本年金機構に提出してください。なお、繰り下げを希望された方（※）は、実際に支給を希望する時期に年金事務所または街角の年金相談センターで繰り下げ請求の手続きを行ってください。

※共済組合等の加入期間があり、日本年金機構と共済組合等の複数の老齢厚生年金を受けとることができる場合は、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げする必要があります。（共済組合等が支給する老齢厚生年金を65歳から受け取っていた場合、日本年金機構で支給する老齢厚生年金について65歳から受け取る必要があります。）

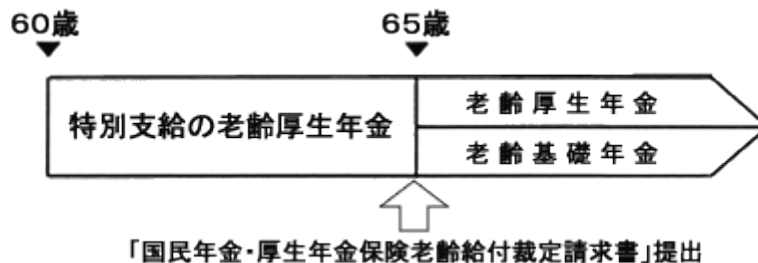
Q. 「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」が送られてきたとき。

A お答えします

特別支給の老齢厚生年金を受けている方は、65歳になると、それまで受けていた特別支給の老齢厚生年金に替わり、老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることとなります。この手続きのために必要な請求用紙ですから、必要な事項を記入のうえ、誕生月の末日までに日本年金機構へ提出してください。誕生月の末日までに提出されない場合は、年金の支払いが一時止まることとなります。

ただし、66歳以降に老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方の繰り下げを希望される場合は、「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」を提出していただく必要はありません。老齢基礎年金のみ、老齢厚生年金のみのどちらか一方の繰り下げを希望される場合は、「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」の「老齢基礎年金のみ繰り下げ希望」・「老齢厚生年金のみ繰り下げ希望」欄に○を記載し、日本年金機構に提出してください。なお、繰り下げを希望された方（※）は、実際に支給を希望する時期に年金事務所または街角の年金相談センターで繰り下げ請求の手続きを行ってください。

※共済組合等の加入期間があり、日本年金機構と共済組合等の複数の老齢厚生年金を受けとることができる場合は、すべての老齢厚生年金を同時に繰下げする必要があります。（共済組合等が支給する老齢厚生年金を65歳から受け取っていた場合、日本年金機構で支給する老齢厚生年金について65歳から受け取る必要があります。）



Q. 「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」の提出が遅れたとき。

A お答えします

年金請求書の提出が遅れますと、年金の支払いが一時止まることとなります。提出期限を過ぎた場合であっても、提出すれば65歳にさかのぼって決定され、年金が支払われます。年金請求書に必要な事項を記入のうえ、日本年金機構へ提出してください。提出期限が一年を超え66歳を過ぎて提出する場合は、日本年金機構からお送りした年金請求書（はがき形式）は使えません。年金事務所または街角の年金相談センターに用意してある所定の年金請求書を使って、年金事務所または街角の年金相談センターに提出してください。

Q. 受給者が亡くなっている場合、申告書はどうすればいいですか。

A お答えします

受給者がすでにお亡くなりになっている場合は、申告書の提出は不要です。なお、受給者の死亡の手続きをしていない場合は、すみやかに死亡届を年金事務所または街角の年金相談センターにご提出ください。（市区町村への届出とは、別の手続きが必要です。）

Q. 社会保険料が年金から特別徴収されている方の所得税額は、どのように計算されるのですか。

A お答えします

日本年金機構では、税額計算の際、年金支給額から特別徴収された社会保険料を控除した後の額をもって計算しています。

なお、この控除は、申告書の提出の有無に関わらず行います。

（注）

「社会保険料」とは、年金から特別徴収された介護保険料及び国民健康保険料（または後期高齢者医療保険料）の合計額です。

（注）

年金から特別徴収された個人住民税は、所得税の控除対象とされていません。

Q. 控除対象配偶者や扶養親族に所得がある場合、年間の所得見積額が 38 万円以下でないと控除対象配偶者や扶養親族に該当しないこととなっていますが、所得の見積額はどのように計算するのですか。

A お答えします

所得の見積額とは、各種の所得合計額からそれぞれ必要経費、給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いた、その年に得られる所得金額のことです。

1.[例 1]所得が給与(パートを含む)だけの方

給与収入が 103 万円以下のときは、給与所得控除額が最低 65 万円となっていますので、これを差し引くと所得金額は 38 万円以下となります。

2.[例 2]所得が老齢（退職）年金だけの方

65 歳未満の方は、受け取る年金額が 108 万円以下のときは、公的年金等控除額が最低 70 万円となっていますので、これを差し引くと所得金額は 38 万円以下となります。

65 歳以上の方は、受け取る年金額が 158 万円以下のときは、公的年金等控除額が最低 120 万円となっていますので、これを差し引くと所得金額は 38 万円以下となります。

Q. 「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、どういう状態をいい、どのように判断するのですか。

A お答えします

「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、引き続き 6 か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等を行うことができない程度の状態にあると認められる方のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの方は該当することになります。

なお、「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」であることについて、特に証明するものではありませんが、症状が固定すれば身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。

Q. 「精神保健医などから知的障害者と判定された方」とは、どのように判断するのですか。

A お答えします

都道府県知事は、知的障害者に対してその申請に基づいて「療育手帳」を交付することとされています。なお、障害の程度が重度の方の場合には、療育手帳の障害の程度の記載欄に A と、その他の場合には、B と表示されることとなっています。

Q. 特別支給の老齢厚生年金の他に老齢または退職を支給事由とする他の年金給付を受けています。申告書に記入する平成 28 年中の年間所得見積額は特別支給の老齢厚生年金の

支給額だけでいいですか。

A お答えします

老齢または退職を支給事由とする公的年金等は、所得税法の規定上、「雑所得」となっています。そこで、平成 28 年中に受け取る老齢または退職を支給事由とする年金は、すべて合計して年間所得見積額を計算します。

【例】

特別支給の老齢厚生年金 他の老齢給付	公的年金等控除	年間所得見積額
(200万円 + 80万円)	- (280万円 × 25% + 37.5万円)	= 172.5万円

Q. 65 歳を迎えるため、「特別支給の老齢厚生年金」から「老齢基礎年金・老齢厚生年金」に年金が変わる人の平成 28 年に受け取る年金額はどのように見積るのですか。

A お答えします

平成 27 年に通知された特別支給の老齢厚生年金の年金額（「年金振込通知書」に記載されている各支払月毎の「年金支払額」を 6 倍した金額）を平成 28 年に受け取る年金の見積額として差し支えありません。

Q. 厚生年金保険と共済組合から老齢または退職を支給事由とする年金をそれぞれ受給しています。今回、申告書が 2 枚届いたのですが、どうしてですか。また、2 枚とも提出しなければならないのですか。

A お答えします

所得税法の規定上、厚生年金保険と共済組合から支給されている老齢または退職を支給事由とする年金（それぞれの年金の年金額が 108 万円（65 歳以上の方は 158 万円（注））以上のものに限り、）を受けている方は、それぞれの年金に係る申告書をご提出いただく必要があります。

なお、配偶者または扶養親族に係る控除及び受給者本人に係る障害者控除等の各種控除について、二重に控除を受けることはできません。

（注）

退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合は、退職共済年金の年金額が 80 万円以上

Q. 平成 28 年に受け取る年金額はどのように見積るのですか。

A お答えします

平成 27 年に通知された年金額（「年金振込通知書」に記載されている各支払月毎の「年金支払額」を 6 倍した金額）を平成 28 年に受け取る年金の見積額として差し支えありません。

Q. 平成 28 年の途中で年金額が 108 万円（65 歳以上は、158 万円）以上に増額改定されたときは、申告書を提出する必要がありますか。

A お答えします

平成 28 年において年金からの所得税の源泉徴収の対象となるかどうかについては、平成 28 年 2 月の支払額で判断しますので、年の途中で増額改定されても、年金から所得税は源泉徴収しません。このような場合は、平成 29 年 2 月から 3 月の間に確定申告を行っていただく必要が生じることがあります。

Q. 夫婦で年金を受けています。この度、夫婦それぞれに扶養親族等申告書を送付されてきましたが、このとき長男をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか。

A お答えします

ご夫婦それぞれ扶養親族等申告書を提出される際に、お子様を夫が提出する申告書で扶養控除の対象としたときは、妻が提出する申告書の扶養控除の対象とすることはできません。

Q. 私の配偶者は特別支給の老齢厚生年金を受給していますが、パートで働いているため、ほかに給与収入もあります。申告書に記入する平成 28 年中の年間所得見積額はどのように見積るのですか。

A お答えします

受け取る年金額から公的年金等控除額を差し引いた額と、給与の収入金額より給与所得控除額を差し引いた額を合計して計算します。

[例]

●年金			
受け取る年金額	公的年金等控除		
80万円-	70万円=	10万円	合計所得の 35万円を記入する
●給与			
給与の収入金額	給与所得控除額		
90万円-	65万円=	25万円	

(注)

退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合は、退職共済年金の年金額が80万円以上

Q. 現在、在職中ですが、特別支給の老齢厚生年金も受給しています。勤務している会社に平成28年分の申告書を提出する予定ですが、今回送付された年金にかかる申告書を提出する必要がありますか。

A お答えします

会社に勤務し、給与から所得税が源泉徴収されている方等の場合には、二重に各種控除（配偶者または扶養親族に係る控除及び受給者本人にかかる障害者控除等）を受けることはできませんが、年金に係る申告書をご提出いただくことにより、公的年金等控除及び基礎控除相当の控除を受けることができます。

したがって、給与に係る申告書で扶養親族等に関する内容を申告する場合、年金に係る申告書には扶養親族等に関する内容を記入せずご提出ください。

なお、年金に係る申告書をご提出いただいている場合で、会社の給与から源泉徴収される際に基礎控除を受けているときは、二重に基礎控除相当が控除されることとなるため、後日、確定申告により税の精算を行ってください。

また、誤って、各種控除について二重に控除を受けてしまった場合も、確定申告によって税の精算を行ってください。

Q. 扶養親族が国外に居住している場合はどうすればいいですか

A お答えします

国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない控除対象配偶者または扶養親族の方（「非居住者」と呼びます。）については、扶養親族申告書の摘要欄にその方の氏名・住所・非居住者である旨を記入し、親族関係書類を申告書と一緒に提出していただくことになります。

親族関係書類とは次の（1）または（2）のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。

（1）戸籍の附表の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類およびその親族の旅券の写し

（2）外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り）

Q. 成年後見人の手続きをしている場合の扶養親族等申告書の記入方法を教えてください。

A お答えします

扶養親族等申告書表面の「差出人」欄は、成年後見人の「住所」、「氏名」を記入し、裏面には「受給者氏名」を記入し、受給者の印（ない場合は成年後見人の印）を押してください。

※「差出人氏名」欄には成年後見人であることを明記してください。（例：「成年後見人〇〇 〇〇」）

Q. 非課税所得とは、どのようなものですか。

A お答えします

非課税所得とは、次のようなものをいいます。

死亡を支給事由とする年金（遺族が受ける恩給も含まれます。）

障害を支給事由とする年金（障害を負ったことにより受ける恩給も含まれます。）

65歳以上の老人、一定の寡婦、身体障害者のマル優制度や財産形成貯蓄制度を利用した利子や配当金等

損害賠償金、慰謝料、見舞金等

雇用保険の失業給付

労働基準法の休業補償等

労働者災害補償保険の給付

家具、什器、衣服などの生活用動産の売却による所得

Q. 確定申告書の提出が不要になるのはどのような場合ですか。

A お答えします

公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合などは、確定申告書の提出が不要となります。

この場合であっても、次のようなケースに該当するときには、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

扶養親族等の人数が増加するなどにより申告した扶養親族等申告書の内容に変更があった場合。（扶養親族等が年の途中で死亡された場合は、その年の扶養親族等として申告できます。）

生命保険料控除や医療費控除などを受けようとする場合。

※なお、確定申告する際は、1 月下旬頃に送付される公的年金等の源泉徴収票が必要となります。

Q. 「年齢が 65 歳以上で、福祉事務所長等から認定されている方」とは、どのような人ですか。

A お答えします

たとえば、いわゆる認知症や老人による肢体不自由などの障害のある方をいいます。

Q. 不動産所得などがある場合、平成 28 年中の年間所得見積額はどのようにして見積るのですか。

A お答えします

平成 27 年に得られる所得により見積額を計算します。

詳しい見積額の計算については、お近くの税務署にお問い合わせください。

なお、年金以外の収入がある方は、翌年、確定申告を行う必要があります。

Q. 厚生年金保険の年金を受けている方が離婚したとき。

A お答えします

受けている年金に配偶者の加給年金（年金に対し扶養手当のように加算されるもの）がついているときは、離婚したことにより加給年金がつかなくなりますので、10日以内にお近くの年金事務所または街角の年金相談センターに届け出てください。

届の用紙は、年金事務所または街角の年金相談センターにあります。

離婚した年月日、年金証書に記載されている基礎年金番号と年金コード、生年月日などを記入してください。

届出が遅れ、加給年金を受け取り過ぎると、後日お返しいただくことになります。ご注意ください。

Q. 厚生年金保険の年金を受けている方の配偶者が亡くなられたとき。

A お答えします

受けている年金に配偶者の加給年金（年金に対し扶養手当のように加算されるもの）がついているときは、配偶者が亡くなられたことにより加給年金がつかなくなりますので、10日以内にお近くの年金事務所または街角の年金相談センターに届け出てください。

届の用紙は、年金事務所または街角の年金相談センターにあります。

死亡年月日、年金証書に記載されている基礎年金番号と年金コード、生年月日などを記入してください。

届出が遅れ、加給年金を受け取り過ぎると、後日お返しいただくことになります。ご注意ください。

Q. 厚生年金保険の年金を受けている方で、加給年金の対象になっているお子様が亡くなられたとき。

A お答えします

受けている年金にお子様の加給年金（年金に対し扶養手当のように加算されるもの）がついているときは、お子様が亡くなられたことにより亡くなられた方の加給年金

がつかなくなりますので、10日以内にお近くの年金事務所または街角の年金相談センターに届け出てください。

届の用紙は、送付しますので「ねんきんダイヤル」にお電話ください。また、年金事務所または街角の年金相談センターにもあります。

死亡年月日、年金証書に記載されている基礎年金番号と年金コード、生年月日などを記入してください。

届出が遅れ、加給年金を受け取り過ぎると、後日お返しいただくことになります。ご注意ください。